



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

<b>規 則</b>	
沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	1
<b>告 示</b>	
漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）	2
公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）	2
土砂災害警戒区域の指定・5件（海岸防災課）	2
土砂災害警戒区域の指定の解除・5件（海岸防災課）	4
土砂災害特別警戒区域の指定・3件（海岸防災課）	6
土砂災害特別警戒区域の指定の解除（海岸防災課）	9
<b>公 告</b>	
事後調査報告書の縦覧（道路街路課）	9
特定調達契約に係る落札者の決定（物品管理課）	10
<b>教育委員会事項</b>	
沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則	10
県立学校処務規程の一部を改正する訓令	11
<b>公安委員会事項</b>	
運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定手続等に関する規則	11
停止処分者講習の実施等に関する規則等の一部を改正する規則	21
高齢者講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則	21

## 規 則

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第41号

#### 沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年沖縄県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項を削り、同表2の項中「希硫ガス」を「硫黄化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガス（以下「希硫ガス」という。）」に改め、同項を同表1の項とし、同表3の項を同表2の項とし、同表4の項を同表3の項とし、同表5の項を同表4の項とする。

別表第4中「規格K0103」を「日本産業規格（以下「規格」という。）K0103」に改める。

別表第5中1の項から3の項までを削り、同表4の項中「別表第1の2の項」を「別表第1の1の項」に改め、同項を同表1の項とし、同表5の項中「別表第1の3の項」を「別表第1の2の項」に改め、同項を同表2の項とし、同表6の項中「別表第1の3の項」を「別表第1の2の項」に改め、同項を同表3の項とし、同表7の項中「別表第1の3の項」を「別表第1の2の項」に改め、同項を同表4の項とし、同表8の項中「別表第1の3の項」を「別表第1の2の項」に改め、同項を同表5の項とし、同表9の項中「別表第1の4の項」を「別表第1の3の項」に改め、同項を同表6の項とし、同表10の項中「別表第1の5の項」を「別表第1の4の項」に改め、同項を同表7の項とする。

別表第6中「別表第1の5の項」を「別表第1の4の項」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

---

**告 示**

---

**沖縄県告示第472号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和4年12月27日から令和5年1月10日まで佐敷中城漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 南城市佐敷字新里586番地3 宮城博司、南城市佐敷字津波古400番地37メゾン 佐敷201号室 仲程友栄
- 2 加入区 佐敷加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 佐敷中城漁業協同組合

---

**沖縄県告示第473号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 沖縄市知花地区及び八重島地区
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年12月7日から令和5年5月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量・水準測量）

---

**沖縄県告示第474号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸満市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 糸満市全域
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年1月1日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（デジタル撮影）

---

**沖縄県告示第475号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

---